

吸収分割公告

平成29年11月21日

債権者各位

東京都中央区明石町6番17号
日本梱包運輸倉庫株式会社
代表取締役 黒岩 正勝

当社（以下「甲」といいます。）は、平成29年8月19日付でニッコンホールディングス株式会社（住所：東京都中央区明石町6番17号 以下「乙」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、平成30年1月1日を効力発生日として、乙が営む通関業に関わる事業の権利義務の全部又は一部を承継する吸収分割を行うことといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、本分割は、甲は会社法第796条第2項に基づき、乙は会社法第784条第2項に基づき、それぞれの株主総会の承認決議を経ずに行うものです。また、乙は甲の全株式を所有しておりますので、本分割に際し、株式その他の金銭の割当ては行わず、甲の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内に、その旨をお申し出ください。
2. 甲及び乙の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.nikkon.co.jp/company/statements.html>

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済